

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。加えて、背後からの車両の接近に気付けなくなるなど、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念される。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

聴覚障害による身体障害手帳6級の基準は、両耳の聴覚レベル70デシベル以上とされており、例えると、40cm以上の距離で発音された会話を理解し得ないものとなっている。また、一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上となっているが、こうした規定があっても、加齢による難聴が自然現象であるとの理由から手帳申請を断られる事例も発生している。

また、聴力検査は医療行為であり、加齢性難聴の基準を定め、医療機関発行の聴力検査結果を必須とすれば、適切な公的補助の実現が期待される。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

提出先

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
厚生労働大臣	根本 匠	様